

平成26年度 第4回

# 府中市都市計画審議会議事録

平成26年11月7日開催

府中市都市計画審議会  
議事日程

平成26年11月7日(金) 午前10時  
府中市役所北庁舎3階第1・2会議室

日程第1 第1号議案 府中都市計画生産緑地地区の変更

日程第2 第2号議案 府中都市計画地区計画白糸台三丁目地区地区計画の決定

日程第3 第3号議案 府中都市計画都市再開発の方針の変更に伴う市の意見

日程第4 第4号議案 府中都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更に伴う市の  
意見

日程第5 その他

午前 10 時 00 分 開会

【楠本計画課長】 それでは定刻でございますので、ただいまから府中市都市計画審議会を開会していただきたいと存じます。

開会に先立ちまして、都市整備部まちづくり担当参事の深美よりご挨拶を申し上げます。

【深美都市整備部まちづくり担当参事】 委員の皆様、改めまして、おはようございます。都市整備部まちづくり担当参事の深美でございます。本日は午前中の会議開催にも関わらず、また、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

本日の議案でございますが、生産緑地地区の変更の他、本審議会にお諮りし原案を確定した後、都市計画案として所定の手続を経て付議するものが3件、その他といたしまして報告事項が2件となっております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申しあげまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

【楠本計画課長】 それでは、〇〇会長、よろしくお願いたします。

【議長】 皆さん、おはようございます。それでは、これから会議に入っていきたいと思えます。よろしくお願いたします。

まず、会議を開催するにあたりまして、本日の皆様方の出欠の状況でございますが、〇〇委員と〇〇委員から欠席の連絡をいただいております。会議の開催の可否でございますが、定足数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

次に、本日の会議の議事録の署名人について決めたいと思いま

す。府中市都市計画審議会運営規則第13条第2項に、議事録には議長及び議長が指名する委員が署名するものとする規定されておりますので、議事録署名人については私のほうで指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**【議長】** それでは、本日の議事録への署名につきましては、議席番号16番、〇〇委員、議席番号17番、〇〇委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは議事日程に従いまして進めてまいりたいと思います。本日は案件が大変多くございまして、また中身も大変範囲が広いということで、皆様方には、ぜひ円滑に進行ができますようにご協力願いたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

では、はじめに日程第1、第1号議案、府中市都市計画生産緑地地区の変更を議題といたします。

それでは議案の説明をお願いします。

**【角倉公園緑地課長】** それでは、ただいま議題となりました第1号議案、府中市都市計画生産緑地地区の変更につきまして、ご説明いたします。

本件は、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を廃止するもの、及び市街化区域内において適正に管理されている農地等について、生産緑地地区の指定を行うものでございます。なお、本件は府中市が決定する都市計画でございます。

それでは、第1号議案、資料1ページをお開きください。

第1の種類及び面積でございますが、変更後の生産緑地地区の

面積は、約 101.69 ヘクタールでございます。

第 2 の削除のみを行う位置及び区域でございますが、削除となりますのが 10 件、削除する面積は約 10,840 平方メートルでございます。削除の理由といたしましては、買取り申出に伴う行為制限の解除、公共施設等の用地としての取得により生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を廃止するものでございます。

2 ページをお開きください。

続きまして、第 3 の追加のみを行う位置及び区域でございますが、追加となりますのが 13 件、追加する面積は約 8,850 平方メートルでございます。追加の理由といたしまして、農業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を指定するものでございます。

3 ページをお開きください。

新旧対照表でございますが、削除及び追加する地区の面積と位置につきまして、変更前と変更後を一覧表にまとめたものでございます。

4 ページをお開きください。

下段の変更概要でございますが、1 の位置の変更につきましては、新旧対照表のとおりでございます。

2 の区域の変更につきましては、計画図により後ほどご説明いたします。

3 の面積の変更につきましては、地区数が 465 件から 466 件となり、1 件の増、府中市全体の生産緑地の面積は、約 101.84 ヘクタールから約 101.69 ヘクタールとなり、約 0.15

ヘクタールの減となります。

なお、追加指定にあたりましては、農業委員会より本年7月18日付で、生産緑地として適正であるとの了承の回答をいただいております。削除も合わせた本件の都市計画変更案につきましても、本年9月1日付で了承の回答をいただいております。

また、都市計画法第19条第3項の規定に基づき、東京都知事との協議を行い、本年9月19日付で、意見のない旨の協議結果通知を受けております。その後、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、本年10月3日から10月17日までの2週間、縦覧を行い、同法第17条第2項の規定に基づき、意見書の提出を求めたところ、意見書の提出はございませんでした。

今後につきましては、本審議会の審議を経た後に都市計画変更の告示を行う予定です。

それでは変更の詳細につきまして、担当よりご説明させていただきます。

**【宮本公園緑地課緑化推進係長】** それでは、府中都市計画生産緑地地区の個々の地区につきまして、前方のスクリーンによりご説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。スクリーンは第1号議案、資料の5ページから14ページの計画図を表示いたします。

はじめに計画図の表示についてご説明いたします。右下の凡例をご覧ください。緑の縦じま部分は既に指定されている区域、緑の塗りつぶし部分は追加する区域で、図は上が北となっております。

それでは図面右側、番号22、地区名、朝日町、朝日町公園の

西側、朝日体育館の南側に位置し、地区の一部、約110平方メートルを追加するものです。

続きまして、図面左側、番号43、地区名、紅葉丘、あんず通りの東側、白糸台公園の北側に位置し、地区の一部、約600平方メートルを追加するものです。

続きまして、番号43の上側、番号596、地区名、紅葉丘、あんず通りの東側、紅葉丘第2公園と紅葉丘東公園の南西側に位置し、地区の全部、約1,570平方メートルを追加するものです。

6ページでございます。はじめに右下の凡例をご覧ください。赤の塗りつぶし部分は、今回削除を行う区域となっております。

それでは、図面右側、番号64、地区名、白糸台、品川街道の北側、白糸台駅の東側に位置し、平成26年1月28日、主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約500平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面左側、番号88、地区名、白糸台、武蔵野台駅の南西、白糸台第3公園の北東に位置し、狭あい道路拡幅事業用地となり、地区の一部、約80平方メートルを削除するものです。

7ページでございます。はじめに図面上側をご覧ください。

番号78、地区名、白糸台、甲州街道の北側、警視庁警察学校の西側に位置し、平成25年10月31日及び平成26年4月28日に、主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約3,580平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面左側、番号100、地区名、白糸台、品川街道の南側、京王線と白糸台幼稚園の北側に位置し、平成26年1

月28日に、主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約610平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面右側、番号540、地区名、白糸台、品川街道の北側、榊原記念病院と旧甲州街道の南側に位置し、平成25年1月28日に、主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約760平方メートルを削除するものです。

8ページでございます。番号180、地区名、若松町、浅間山通りの西側、人見街道の南側に位置し、地区の一部、約300平方メートルを追加するものです。

9ページでございます。番号255、地区名、是政、府中第八小学校の西側、府中消防署是政出張所の北側に位置し、平成26年1月28日に、主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約910平方メートルを削除するものです。

10ページでございます。

はじめに図面左上、番号309、地区名、南町、下河原通りの西側、南町公園の南東側に位置し、地区の一部、約1,040平方メートルを追加するものです。

続きまして、図面右下、番号597、地区名、南町、東京都水道局府中南町浄水所の南西側、芝間稲荷神社の西側に位置し、地区の全部、約600平方メートルを追加するものです。

11ページでございます。番号417、地区名、四谷、四谷通りの南側、住吉町第3公園の南西側に位置し、地区の一部、約410平方メートルを追加するものです。

12 ページでございます。

はじめに、図面右側、番号503、地区名、西府町、7小通りの東側、武蔵府中熊野神社古墳の北側に位置し、平成26年1月29日に、主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約630平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面左側、番号508、地区名、西府町、都立多摩療育園の北側、府中第十中学校の南東側に位置し、農業公園用地の取得により、地区の一部、約1,320平方メートルを削除するものです。なお、削除に伴い、地区の東側が、番号595、約1,160平方メートルに分割となります。

続きまして、図面左側、番号598、地区名、西府町、都立多摩療育園の南側、甲州街道西府橋の東側に位置し、地区の全部、約720平方メートルを追加するものです。

13 ページでございます。番号577、地区名、本町、府中第三中学校の南側、中央自動車道の北側に位置し、平成25年12月26日に、主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約1,000平方メートルを削除するものです。

14 ページでございます。

はじめに、図面中央上から反時計回りに、番号586、587、590、592、593、地区名、日新町、いずれも府中都市計画事業日新町四丁目土地区画整理事業の区域内、都立府中西高等学校の北側、西側、南側に位置し、地区の一部、番号586は約210平方メートル、番号587は約120平方メートル、番号590は約1,410平方メートル、番号592は約430平方メ

ートル、番号593は約1,330平方メートルを追加するものです。

続きまして、図面下側、番号593、地区名、日新町、都立府中西高等学校の南側、中央自動車道の西側に位置し、平成26年1月28日に、主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約1,450平方メートルを削除するものです。

以上が府中都市計画生産緑地地区の変更の説明となります。なお、第1号議案の封筒の中にございます図面は、都市計画変更に必要な図書、府中都市計画生産緑地地区総括図でございまして、府中市全域の地図に生産緑地の区域を示したものになります。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

**【議長】** ありがとうございます。第1号議案の説明が終わりました。それでは、これより審議に入ります。ご質問はございませんでしょうか。

**【委員】** 削除を行う区域と追加を行う区域の両方に質問なんですけど。まず削除を行う区域について、市のほうで買取ったところがありますでしょうか。もしあったとすれば、その考えられている用途についてお答え願います。

もう1点は、追加が比較的が多いんですが、これは地権者が直接耕作するのか。それとも、市民農園等の需用が高まって、そういうことに利用するのか。追加された理由もわかれば願います。

**【議長】** 2点の質問がございました。削除と追加の中で、まず削除のほうからお答え願います。

【角倉公園緑地課長】 まず1点目の市が買取ったところはあるのかということでございます。

お手元の資料で6ページをご覧ください。6ページの下段中央の番号88でございます。こちらについては、狭あい道路の拡幅に伴いまして道路用地として、約78.27平方メートルを今回削除するものでございます。

もう1件ございまして、お手元資料の12ページをご覧ください。12ページの中央部に番号508、赤く塗られたところがございますが、こちらについては農業公園ということの用地として約1,320平方メートルを確保したものでございます。

以上2点が府中市のほうで買取ったところでございます。

次に追加に関しまして、比較的が多い理由ということでございますけれども、本件につきましても、毎年そうでございますが、農業委員会のほうを通じまして、各農家のほうで市街化農地になっているところにつきまして、生産緑地にできないかというところをご案内をさせていただいたところでございます。今回、そういったもののご協力をいただきまして、約8,000平方メートルでございますけれども、追加ができたというところでございます。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかにご質問ありますか。

ないようですので、第1号議案について採決をしたいと思いません。

第1号議案、府中都市計画生産緑地地区の変更については、議案のとおり決することで異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ご異議なしと認めます。よって第1号議案は可決されました。

日程第2、第2号議案、府中都市計画地区計画白糸台三丁目地区地区計画の決定を議題といたします。

それでは議案の説明をお願いします。

【塩澤計画課長補佐】 それでは、ただいま議題となりました第2号議案、府中都市計画地区計画白糸台三丁目地区地区計画の決定につきまして、ご説明させていただきます。

本件につきましては、府中市が決定する都市計画でございます。府中都市計画地区計画白糸台三丁目地区地区計画の原案について、本年8月6日開催の本審議会にお諮りし、原案のとおり可決いただきました。このたび原案のとおり都市計画決定を行うにあたり、本審議会にお諮りするものでございます。

はじめに、本地区計画の位置でございますが、お手元の資料4ページをご覧ください。こちらは府中市の東部を示す位置図でございます。地区計画の位置は、白糸台駅・武蔵野台駅の北東、警視庁警察学校の西側に位置する白糸台三丁目地内の約0.6ヘクタールの土地で、図の斜線の区域でございます。

次に資料5ページをご覧ください。

こちらは、地区計画の区域及び地区施設を示す計画図でございます。地区施設の種類や位置などにつきましては、原案から変更はございません。また、資料1ページから3ページの地区計画の制限などの内容につきましても、同様に変更はございません。

続きまして、8月6日に本審議会にお諮りした以降の経過でご

ございますが、都市計画法第16条の規定に基づき、本年8月25日から9月8日までの2週間、原案を縦覧に供したところ、縦覧者は2名で、意見書の提出はございませんでした。その後、都市計画法第19条の規定に基づき、東京都と協議を行い、東京都から意見のない旨の回答を受けまして、都市計画法第17条の規定に基づき、本年10月3日から17日までの2週間縦覧に供したところ、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

今後につきましては、本審議会の審議を経た後に、都市計画決定の告示を行う予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

**【議長】** ただいま第2号議案につきまして説明をいたしました。ご質問がありましたら、お願いいたします。

**【委員】** 1点だけお伺いしたいんですけど。現在、ここがカーディーラー店の工場だと思うんですが、現在、この見通し線と書いてある公園のある部分ぐらいに、現在多分車の間口、出入口が存在すると思うんですが、この計画に伴った場合、この出入口というのは、この工場はつくる予定になっているのか、それともここは閉鎖するのか。それを1点伺いたいんですが。

**【塩澤計画課長補佐】** 8月6日に〇〇委員から、入口の件につきまして、改善についての意見を受けまして、事業者側にお伝えをしまして、今、日産自動車のほうと、その間口の視界をよくするための協議をしている最中ございまして、その入口に関しましては、ここは閉鎖することなく維持するというようなことございまして、その改善に向けまして、今現在、協議中でございます。

続きまして、公園の横断歩道なんですけれども、横断歩道をつける、こちらにつきましても、警視庁のほうと設置に向けて協議をしている最中でございます。

以上でございます。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

【議長】 よろしいですか。ほかにご質問はございませんか。

ないようですので、第2号議案について採決したいと思います。

第2号議案、府中都市計画地区計画白糸台三丁目地区地区計画の決定について、議案のとおり決することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 異議なしと認めます。第2号議案は可決されました。

では次に、日程第3、第3号議案、府中都市計画都市再開発の方針の変更に伴う市の意見を議題といたします。

それでは議案の説明をお願いいたします。

【塩澤計画課長補佐】 それでは、ただいま議題となりました第3号議案、府中都市計画都市再開発の方針の変更に伴う市の意見につきまして、ご説明させていただきます。

本件につきましては、東京都が決定する都市計画について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、本年10月10日付で、東京都から、計画案について意見照会がございましたので、お諮りするものでございます。

本都市計画案につきましては、東京都より、原案の作成の依頼を受け、本年1月29日開催の本審議会にお諮りし、原案のお

り可決されております。その後、都市計画法第16条の規定に基づく、都市計画の案に関する公聴会の開催に当たり、本年7月1日から7月15日までの2週間、東京都及び本市において、原案を縦覧に供したところ、3名の縦覧者があり、1名から公述の申出がありましたが、申出人の辞退により公聴会は中止となっております。

今後の予定といたしまして、本年12月に東京都及び本市において、本都市計画案の公告・縦覧に供し、その後、東京都都市計画審議会の議を経た後に、東京都において都市計画決定し、本年度末に告示される予定でございます。なお、本件につきましては、多摩部14都市計画区域におきまして、同様の経過、手続で進められているところでございます。

本都市計画の変更に対する市の意見や考え方でございますが、本都市計画案は、都市計画法第15条の2第1項の規定に基づく原案の作成依頼を受け、本市が作成し、本審議会の議を経て提出した原案のとおりとなっております。社会経済情勢の変化、また、今日の社会要請に対応したもので、本市の都市計画に整合しております。したがって、府中都市計画都市再開発の方針の変更に伴う市の意見は、都市計画案のとおり異議ありませんと回答いたしたく、お諮りするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**【議長】** ただいま第3号議案の説明が終わりました。これより審議に入りたいと思います。ご質問はございませんでしょうか。

**【委員】** 資料の内容について、わからないので伺いたいんですけど

れど。先ほど1月29日の都計審の会議で了承されているという、その資料の中味は、今回示されている5ページから7ページまでの部分と、それに伴う新旧対照の部分がないことについては、府中市とは関係ないのでというところで省かれているのでしょうか。

【議長】 1月29日に審議したときとの新旧ということですか。

【委員】 5ページから7ページまでの基本的事項と策定の考え方というところについては、1月29日には入ってないと思うんですけど。

【議長】 今回提示されたのは新しいほうなんでしょう。旧のほうは今回提示しなかったということでしょうか。そういう意味じゃないですか。

【委員】 今回は提示されているんですけど、そもそもその1月29日のときにはなかったの。

【楠本計画課長】 1月にご審議いただいたところというのは、府中市の部分でご審議をいただいている、今回は多摩で各市の部分と共通部分というのがあります。共通部分は東京都が14都市計画全部一緒にやるものですから、それで今回はついているという状況でして、それは全体的に東京都が考える部分でございまして、それで今回はついているということです。

以上でございます。

【委員】 地域の都市計画審議会では話すことについては、全くもうどこもそういう状況であるという、そういう意味なんですか。

【楠本計画課長】 東京都から府中市に求められる部分については、前回原案の中で、本都市計画審議会でご議論いただいて、その中で出させていただいたということでございます。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。

【委員】 内容について異議があるわけじゃなくて、ちょっと理由を伺っただけです。

【議長】 ほかにご質問ございませんでしょうか。〇〇委員。

【委員】 今のでわかったんですけども、資料が、東京都の都市計画の話なんですけど、タイトルがついてなくてはっきりしてないので、今みたいな疑問が出るんじゃないかと思います。そういう少し丁寧な書き方をしていただけるといいんですが。これ府中市が作成したと勘違いしてしまいますので。これは東京都ですよ。だから、説明はありましたけれども、紙面のほうでも考慮していただければと思います。

【楠本計画課長】 今後、東京都のほうで都の都計審のほうに入っていく案件でございますので、今のご意見というのはお伝えするようにいたします。

【委員】 資料、その辺をわかりやすくお願いします。

【議長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 3ページの再開発促進地区の変更のところの確認でお尋ねしたいんですけども。

この表を見ますと、廃止ということで今回ゼロになるところ、この部分については、基本的には終わったからということで考えてよろしいのか、今回変更の面積がゼロになるところについては終わったという感じでいいのかどうか。それとも取り止めたということがあるのか。その辺りと。

13、14番が新規で、13番については先ほどもありました

ように、日新町四丁目の区画整理の関係ということでよくわかるんですけど。14番の分倍河原の駅については、昔この地域は、地域のまちづくりに向って計画があったところですけども、取り止めて、今回また再び復活したということですか。このところをお尋ねしたいと思いますので、そのあたりをよろしく願います。

【議長】 2点質問がありました。廃止になった5点、それからもう一つ、新規の分倍河原の件、説明をお願いします。

【塩澤計画課長補佐】 3ページのゼロになった地区でございますが、ここに関しましては、地区計画の土地利用が図られて完了したということで、その地区を今回外させていただきました。

新たに追加いたしました13、14番の地区に関しましては、これは誘導地区から今回の再開発促進地区に、今後、市街化、土地利用を見据えた土地利用を見る中での位置づけをさせていただくということで、この2地区を指定させていただきました。

以上です。

【委員】 13番はあれなんですけど、14番について、誘導地区から再開発促進地区に変わったことによって、具体的に、ちょっと今は頓挫しているんだと思うんですけど、少し市としてやる気があるというか、そういう方向なのかどうか、そのあたりの考え方だけ改めて聞いておきたいのと。

あと8番、これは地域の方に聞かれたので、8番の住吉町五丁目地区、この区域は都市計画道路府3・4・3号が入っているんですけど、これ府3・4・3号を東京都として、何か動きがあるかどうか。そこだけ再度教えてください。

【議長】 2点質問ありました。お願いします。

【楠本計画課長】 まず分倍河原の関係でございますが、再開発方針の原案をつくるときの資料を提出した際に、第6次府中市総合計画ですとか府中市都市計画マスタープラン、こういったものを考慮してございますので、分倍河原駅周辺地区につきましては、基盤整備を伴う検討を進めるんだということが、第6次府中市総合計画前期基本計画の中に明記されておりますので、書かせていただいております。

それから3・4・3号線につきましては、東京都の多摩地域における都市計画道路の整備方針を示している中で、第三次事業化計画の中に載っておりますが、今のところ都の中で全体的な検討をしているということは聞いておりますが、具体の事業についての動き、事業認可に向けての動きというのは伺っておりません。

以上でございます。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

【委員】 確認ということでお伺いしたいんですが。

こちらのほうの2ページに1号市街地、3ページに再開発促進地区と、4ページに誘導地区と表示されておりますが、3ページに12番で若松町二丁目地区とございます。こちらのほうが、上を見ますと、廃止の欄がありまして、その左に再から1と出ているんですが、これは1号市街地に組み入れられたと、そういうことで理解していいのかどうか。それが1点です。

それと2点目が、府中基地跡地地区、これが誘導地区と再開発促進地区ということで2通り出ているんですが、これは二重に網がかかっているということよろしいのでしょうか。

それとあと3点目が、この22ページ、こちらのほうに府中基地跡地地区ということで、土地利用が右側に出ておりますが、商業地、業務地、あとは工業地、住宅地と書いてありますが、これはどういうものに基づいて線引きされているのか。あるいは、これはいろいろな民間の活用も必要だろうし、難しいところだとは思いますが、一応、将来的にどのような考えであるかということ、その3点をお願いしたいと思います。

【議長】 ただいま3点ございました。順を追って説明をお願いします。

【塩澤計画課長補佐】 1点目の若松町のところでございますが、委員さんおっしゃるとおり、これは再開発地区から1号市街地になったということでございます。

府中基地の件でございます。

【委員】 そうです。これ2つ出ておりますので、誘導地区と、あと再開発促進地区と、この2通りで表示されておりますので、これは再開発促進地区と誘導地区の2つの網にかかっていると。そういう形での変更ということではよろしいのでしょうかということです。

【塩澤計画課長補佐】 府中基地のところ、誘導地区のところと、再開発促進地区の2つにかかるということでの記載です。

【委員】 そのとおりでよろしいわけですね。わかりました。それと3点目、先ほどの22ページで、府中基地跡地地区で土地利用ということで、これは将来的なことで、今どうのこうのということではないと思いますが、これ商業地、業務地、工業地、住宅地ということで、こういう形で表示されておるんですが、これはど

ういう形のもとに、こういう線引きをされたのか。あるいは将来もこのとおりでいくのか。その辺の将来の見通しをお伺いしたいなと思います。

**【塩澤計画課長補佐】** この府中基地に関しましては、この計画、当時の計画とはちょっと変わってるところがあるんですが、この辺の位置づけをすることによりまして、今後の土地利用が変わってくるためにも、この辺の位置づけをしておかないと、府中市として再開発を促進する地区としての位置づけがなくなりますので、現時点ではこうなっておりますけれども、将来を見据えた中での位置づけになっております。

**【楠本計画課長】** 補足させていただきます。府中基地の関係なんですけども。これは基地跡地対策特別委員会がありまして、その中でも議論していただいております。基本的に国のほうの動きがありますから、それにあわせて今は白紙の状態です。ただ、都市計画の計画論になりますが、現在あるものを描かざるを得ないというところがございます。以前からつくっております府中基地跡地保留地利用計画のもとに、このように描かれております。ただ、これが描かれているからといって、今後の動きに支障の有無について東京都と協議しておりますが、それは支障にならないということになっております。

以上でございます。

**【委員】** これ東府中駅から歩いて15分から20分ぐらいの距離だろうと思うんです。それで、これができたら府中市のために有効利用できればなど、そういうことでご質問させていただきました。ありがとうございました。

【議長】 ほかにご質問ありませんか。〇〇委員。

【委員】 〇〇委員から今確認していただいた質問ですので、多くは語りませんが。いわゆる調布基地跡地と府中基地跡地、現在府中市の将来に向けて、どういう使い方をするかという議論を重ねているところなんです。それが再開発促進地区として指定されるわけですから、この変更をするには、どういう手続が必要かということを確認したかったんだけど、今の課長の答弁だと、当初からこういうふうに行っているということなんで、変更が可能だということをお伺いしましたけど。そうでないと、一方での議論が再開発でこの土地をいじるんだということに限定されちゃうと、用途がおのずと決まっちゃいますので、その辺の確認だけ、もう一度改めて、これに拘束されないで基地跡地利用を、今、〇〇委員が言われたように、市民に有効利用するための土地利用が今後の検討によってあるんだということをお伺いしたいというのが1点。

それから調布基地跡地南部地区の2.3ヘクタールというの、これも、まあ調布基地跡地にはいろいろ多くの、まだ暫定利用で決まってない土地が多いんですが、その中で2.3ヘクタールの部分というのは、今、議会のほうでも議論している白糸台の消防署用地と、それから、給食センター用地を、先だって府中市が買い取ったわけなんで、そのことが今回の変更に至って、調布基地跡地の2.3ヘクタールが再開発促進地区から1号市街地に組み込んだんですが、そういう理解で、そういう土地であるということの理解でいいのかどうか。その2点だけ教えてください。

【議長】 〇〇委員から2点ご質問がありました。ご返答願います。

す。

**【塩澤計画課長補佐】** 府中基地跡地の考え方です。先ほど課長が答弁したとおり、今の府中基地跡地保留地利用計画を東京都と協議をいたしまして、今後、さまざまな過程の中で新たな土地利用がされるということを前提といたしまして、この促進地区に位置づけすることによって、土地利用の進め方の方向性を位置づけるものになるものと思っております。

あと調布基地のこの2.3ヘクタールの廃止のほうでございますが、南部地区のところ、ある程度土地利用が確定されて土地利用が図られたということで再開発促進地区から1号市街地のほうに移行したということになっております。

以上でございます。

**【楠本計画課長】** 補足をさせていただきます。

府中基地、調布基地、基地跡地利用の関係が、この再開発方針に載ったことで、足かせにならないかというようなご心配だと思いますが、これは市街地整備の方向づけをするものでございまして、特に調布基地、府中基地につきましては、将来地区計画を睨んでいる中での位置づけということでございます。調布基地につきましては地区計画を策定して、その地区計画に沿って国のほうの用地処理の動きが出ております。それに合わせていくということでございます。

それから、府中基地につきましては、これから議会も含めてご相談しながら、土地の利用が確定していけば、それにあわせて上位計画であるこの再開発方針を改正していくということでございます。

調布基地全体の話しですが、全体をもともと誘導しておりますので、こういった中での対応で、東京都、消防庁と言えども、民間と同じ扱いをしてございまして、そういった中でまちづくりを進めていくということで、このようなことにさせていただいております。

以上でございます。

**【大井政策課長補佐】** 今回10番のところで削除がありました調布基地跡地南部地区の場所でございますけれども、調布基地跡地の甲州街道の一番端のところでございますして、警視庁第7機動隊庁舎と軽自動車検査協会、こちら側が整備されたというところで今回計画から外れたところでございます。

以上でございます。

**【委員】** 場所の確認は私の話した内容と違うんですが、要は、榊原記念病院の隣という理解で、既に終わっているところを、都市計画のこの資料として改定すると、そういう理解でよろしいですね。わかりました。結構です。

**【議長】** ほかにご質問いかがでしょうか。〇〇委員。

**【委員】** 私は市民の1人として、非常にプリミティブな質問でございますけれども、二、三お尋ねしたいと思います。

私の理解では、この提案書その他で50年先を考えたまちづくりを、都も、あるいは市も考えておられるということで、個性的で有機的な関連性を持ったネットワーク社会というかコンパクトシティというか、そういう形で、今考えられておるということでは、私は素晴らしいなと思います。

それで、そういう中で二、三、非常に細かい話で申しわけない

んですけども、ここの中で道路の整備だとか、緑と自然だとか、たくさんうたわれているわけですけど。その道路の整備について、ここで具体的なお話は多分ないと思うんですけど。その道路の整備にあたって、例えば、今、道路が非常に混雑していて、車社会になって。そのほかに車がだんだん大きくなる方向と、それから2人乗りというか1人乗りの車が既に町に出回っていると。50年先がどういう交通機関が持たれるか、我々予測は多分できないと思うんですけど。今の現状からも、大きな車と小さい車との道路の整備だとか、それから、これから高齢化社会になって、車椅子に乗る方が非常に多くなっていくと。だけど車椅子に乗って、バリアフリーということもあるんですけども、なかなか、1人ではもちろん出にくいという社会で、道路が整備されることで、買い物難民なんかの解消。かなり少なくなるんじゃないかということ、私はこの中で道路整備について、もう少し考えていただけないかなと。

それからもう一つは、50年先でございますので、都市が個性的で、それから有機的な関係ということは大事だと思うんですけど、もう一つその中に、自律した都市というような考え方がないだろうか。例えば、これから先エネルギーの問題がそれぞれの地域で問題になるんじゃないかと。そういう中で多摩部という都市で連携して行こう。ごみの処理だとか何とかいろんな協力してやっていこうと互換関係を持っていくのはいいんですけども、エネルギーの問題で、もう少し自立的な発想ができないだろうか。それから先ほど農地と、一番最初の、変換してこれするという場合でも、私は自立の中に食糧自給というものが、今後は問題にな

ってくるんじゃないか。その中に、ただ、相続の問題でこれは農地を変更してということは、それはそれで個人的な問題としてあるんですけど。行政的な立場から言うと、やはり農地政策、農業委員会もそうですけれども、都市あるいは我々の将来の社会における農業のあり方って、これは自給自足の問題。自給自足で閉塞的になれということじゃないんですけれども、自立の問題と関連して、エネルギーと需給の問題、農地あるいは米づくり、将来府中小町という米ができるかもしれない。その中に、例えば、たまたまですけど府中は東京農工大学もありますし、農業高等学校がある。こういう中で何か、そういうことと、今までは三位一体とか、行政ではそういうことあったんですけど、例えば、学校と農業との関係で、もうちょっと都市型の農地というものを考えられないかということで、この話とは全然違うんですけども、そういうことも少しご検討いただければありがたいなど。将来的なことなんですけども、50年先とか100年先を見越したまちづくりというものが大事じゃなんじゃないか。掘り起こして、また道路をつくらなくちゃいけないというんじゃないくて。それから道路の重層化とか高層化というのは、いろんな都市だとか住宅なんかにあるんですけど、道路もひよっとしたら2段式になって、一部では自転車とか歩行者が通るような、そういう道路があっがいいんじゃないかと思ったりするので、その点、質問じゃないんですけれども、一般の市民として、こういうアイデアもないかと思ってお話させていただきました。

**【議長】** ありがとうございます。〇〇委員のほうから要望というか、将来に向けた希望というか、そういう意見。幅広い範囲の

中で聞かせていただきました。参考にさせていただきたいと思  
います。よろしく申し上げます。

ほかに何かご質問ございますでしょうか。

ないようですので、第3号議案につきまして採決をしたいと思  
います。

第3号議案、府中都市計画都市再開発の方針の変更に伴う市の  
意見ということで、議案のとおり決することにご異議ございませ  
んでしょうか。

(「異議なし」の声)

**【議長】** 異議なしと認めます。よって第3号議案は可決されまし  
た。大変ありがとうございました。

では日程第4、第4号議案、府中都市計画住宅市街地の開発整  
備の方針の変更に伴う市の意見を議題といたします。

それでは議案の説明をお願いいたします。

**【佐伯住宅勤労課長補佐】** それでは、ただいま議題となりました  
第4号議案、府中都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更に  
伴う市の意見につきまして、ご説明させていただきます。

本件につきましては、東京都が決定する都市計画につきまして、  
都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項  
の規定に基づいて、平成26年10月14日付で東京都から計画  
案について意見照会がございましたので、お諮りするものでござ  
います。

本都市計画案につきましては、東京都より原案の作成依頼を受  
け、本年1月29日開催の本審議会にお諮りし、原案のとおり可  
決されております。その後、都市計画法第16条の規定に基づく

都市計画の案に関する公聴会の開催にあたり、本年7月1日から同月15日までの2週間、東京都及び本市において原案を縦覧に供したところ、縦覧者は3名でございました。

今回の都市計画案につきましては、1月の審議会でお諮りした原案から東京都により文言が追加されておりますので、その点につきまして、お手元の資料に基づきましてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、2ページをお開きください。

右側下段の(2)住宅の建設及び更新、良好な居住環境の確保等に係る目標に、目標設定に係る①から④の視点が3ページ左側上段にかけて追加されております。

続きまして、4ページの左側をご覧ください。

核都市広域連携ゾーンにおける記述でございますが、下段から右側上段にかけて、高度経済成長期に建設された大規模団地などは、更新に伴い、地域の課題に対応した生活支援機能の導入やバリアフリー化などにより、地域活力やコミュニティの維持、向上を推進していくという文言が追加されております。

変更点につきましては以上でございます。

今回の変更に対する市の意見や考え方でございますが、今回の変更点につきましては、いずれも本年1月に開催されました本審議会の議を経て提出した原案の内容の補足にとどまるものであると考えておりますので、本議案は東京都からの本方針案に対する意見照会に対し、本市の意見は都市計画案のとおりで異議なしと回答いたしたくお諮りするものでございます。

最後に今後の予定といたしましては、第3号議案の都市再開発

の方針と同様に、本年12月に東京都及び本市において、本都市計画案の公告・縦覧を行い、その後、東京都都市計画審議会の議を経た後に決定し、本年度末に告示される予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

**【議長】** ただいま第4号議案につきまして説明をいたしました。

それでは、これから審議に入りたいと思います。ご質問はございませんでしょうか。

**【委員】** 1点、改めて確認したいんですが。

10ページに日鋼団地地区が重点地区に指定をされ、住宅市街地の再整備を促進するという形になったというのは、前もお話したんですが、今、担当があえて説明された高度経済成長期に建設された大規模団地などの更新に伴いですね。この項目にここが該当してくるわけですし、そのことと、誘導地域に先般指定しましたけれども、この辺のところは、こうした都市計画事業としての住宅づくり、あるいは周辺とのまちづくりの調和というんですか、こういうことが今現在、住民サイドでも検討されているというふうに思うんですが、まさにこの計画に合致した方向で市が適切な指導をしているのかどうか。あるいは、その域にまだ行っていないのか。その辺のところをひとつ確認だけさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**【議長】** ただいま〇〇委員から、日鋼団地につきまして確認ということで質問がありました。ご答弁をお願いします。

**【持田住宅勤務課長】** 日鋼団地の建替え事業でございますけれども、現在、市の担当部署のほうと事前協議を進めているところでございまして、聞いている予定でございますけれども、この11

月9日に、団地の一括建替え決議集会というのが、管理組合のほうで行われるというふうに聞いております。ただ現在、市のほうとの事前協議は、市の方向性も示す中で行っているところでございます。

以上でございます。

**【委員】** 今言われたけれども、日時的には住民は11月9日、今週の日曜日には建替え決議を行うという予定で進めていて住民の意向、方向性を決めるわけですから、それはいいとして。その事前の協議を進めている内容が、いわゆるこの市の都市計画に基づいての指導の方向性が一致しているのかどうか。それによって、住民の決議が、今、審議している内容で決定されたよという内容と、市が一応の指導はしてきたけれども、そこにかい離がある内容となった場合に、どう対応するのか。その辺が非常に難しくなるんだろうと思うので。その辺は住民の意向が間もなく決まりますから、担当のほうとしては、現在までの適切な指導に対しての決議をしようとしている内容を十分に吟味しているんだろうと思いますけど。当計画に合わないからといって、しかし住民がそう言っているんだからいいんだよといって、この内容を変更するような形というのは、行き当たりばつりに感じますから、その辺適切な指導をしながら誘導していくべきだろうというふうに思っていますので、担当のほうで十分注意を払ってやってもらいたいというふうに思っています。以上、要望しておきます。

**【議長】** そういう方向でよろしいですか。これからの方針について何かありますか。

**【楠本計画課長】** ご要望ということですので、この審議会だけで

はなく、他の様々な審議会、日鋼団地の建替えに対して、都市計画、まちづくりに沿った方針とするようにというご要望はいただいております、その中で、府中市地域まちづくり条例や府中市景観条例に基づきまして、市として事業者に対しては建替え決議ありきのご助言を申し上げておりますので、民間事業でございますので、そういった中で対応させていただきたいと、そのように考えてございます。

以上です。

**【議長】** よろしいですか。まさに市民との協働の中で進めていくのがよろしいんじゃないかと思えます。

ほかに何かございますでしょうか。

**【委員】** お尋ねしたいんですけども。ここに書かれてある、緑多とか緑豊とか、緑とか自然とかというものを、市はどういうふうにご考えておられるかというのをお聞きしたいんです。というのは、緑があると何か公害がなくて環境によくてと、そういう効果とか効用、それぞれがイメージするんですけど。緑と言ったら、表現だけだと、木とか何とかということわかるんですけど。それが市民の生活にとってどれだけ効果があって、ほんとに緑豊かだからすばらしいとか、あるいは美観でもいいんです。芝生が敷いてあって、それが美しい景観にもなるということなのか。それとも、緑の効用とか、あるいは自然の効用というものを、我々市民は草があって木があって、それぞれの家でそれぞれに木を植えたりということをやっているんですけど。本当の効果とかという、将来的にもそれを代替するものは出て来ないだろうと。というのは、今では緑虫とか何とかという虫で体をどうのこうのとい

う時代なわけです。緑の道路をつくったら緑が多くなるんじゃないかと。それに何か同じような効果があるものの材料か何かをつくったら緑多いというのは、何も木を植えることじゃないかもしれないということになると、何か緑というものをどういうふうに捉えておられるのか。あるいは将来的にどう緑の効用とか効果について、どう捉えているのかというのは、公園があつて緑があつてと、それよく理解できるんです。だけど、もうちょっと緑って本当はどういう効果があつて、我々にとっては必要なんだろうかということを見直す、見直してもいいんじゃないかと思って、皆さん市のほうで、どういうふうにお考えになつて、緑というものについて考えておられるのかというの、お尋ねしたいなと思っています。この話とはずれるかもしれませんが、この都市計画の中で緑とか自然豊かだとかと、これ自体はよく理解できるんですけれども。

**【議長】** 緑の府中市のマークも、まさに府中市は緑を大切にする。緑の意味合いというのはたくさんあると思いますのでね。よろしいですか、その意味合い、たくさんあると思います。

**【角倉公園緑地課長】** 本件につきましての緑というものの観点というところかと思えますけれども。

市民の方々、また市に来られるの方々、そこを感じる、いわゆる地域特性であるとか、そういったものを配慮した中で、我々はこういうふうな計画という形の中で、まちづくりに沿った中で進めてまいります。例えば、こういう大きな、今回示しているような開発であるとか、そういったものの住宅地のほうにつきましては、例えば、住宅地との緩衝帯である、あるいはそこにおける景観的

な配慮、あるいはそこに住まう方々の憩いの空間、こういったものをトータル的に総合的に考慮した中で計画を進めていく形になります。今、委員さんがおっしゃられるように、緑という観点から、いろんな観点から、環境、景観、まさしく今お話いただきましたような芝地、ほっとするような空間、こういうものを総合的に配慮した中で計画を進めてまいりますので、ご心配のことにつきましても、今後ともいろいろな計画を進めていく中でも、我々一緒に考えていくという形になると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**【楠本計画課長】** ○○委員から、緑の効用を市のほうでは、どのように捉えているのかということをございますので。環境面というところではヒートアイランド抑制効果、こういったものがありますし、あるいはCO<sub>2</sub>、二酸化炭素を吸って酸素を出すというような光合成によるCO<sub>2</sub>抑制効果、あるいは窒素固定、空気中の窒素を固定して土壤中に養分を落葉することによって供給するという効果もございますので、個別のまちづくりに、民間を誘導する場合、事業者に緑の量を定量的に要望することがありますが、民間のほうの提案によっては、そういう環境配慮した中での数値を示していただいて、そこをまちづくりに反映していくということもございますので、ご理解いただきたいと思います。

**【議長】** よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。  
ないようですので、第4号議案について採決をしたいと思いません。

第4号議案、府中都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更に伴う市の意見について、議案のとおり決することにご異議ござ

いませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 異議なしと認めます。よって第4号議案は可決されました。大変ありがとうございました。

続きまして、日程第5、その他について、事務局から何かございますでしょうか。

【酒井計画課都市計画担当主査】 事務局からは2点ご報告させていただきます。1点目は、府中都市計画生産緑地地区の変更（削除）予定について、2点目は、府中市都市計画マスタープランの評価・改定の流れについて、ご報告させていただきます。

【議長】 それでは1点目について、報告をお願いします。

【宮本公園緑地課緑化推進係長】 今後の生産緑地地区の削除に伴う変更が予定されているものにつきまして、本日、お手元にお配りしております右上資料1と入っております府中都市計画生産緑地地区の変更（削除）予定についてにより、ご報告させていただきます。次ページの地図をご覧ください。

右下に凡例がございますが、黒丸でお示ししてございます部分が生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出の手続きがあり、現在、生産緑地としての制限が解除されている地区でございます。

はじめに1ページ、地区名は若松町地区、場所は新小金井街道と東京都水道局若松浄水所の東側、人見街道の北側に位置する地区でございます。

続いて2ページ、地区名は是政地区、中央自動車道と東京競馬場の南側、村中公園の北側に位置する地区でございます。

続いて3ページ、地区名は栄町地区、東八道路の北側、国分寺

街道の西側に位置する地区でございます。

この生産緑地地区につきましては、都市計画の削除に伴う変更として、平成27年度に開催予定の本審議会に付議する予定でございます。

以上でございます。

【議長】 報告が終わりました。この件について何かご質問ありませんでしょうか。

(「なし」の声)

【議長】 ないようですので、2点目について報告をお願いします。

【酒井計画課計画担当主査】 それでは、報告事項2点目の府中市都市計画に関する基本的な方針の評価・改定の流れにつきまして、ご説明させていただきます。

府中市では、平成14年に府中市都市計画に関する基本的な方針、いわゆる都市計画マスタープランを策定し、まちづくりを進めてまいりましたが、当初決定から10年が経過するとともに、第6次府中市総合計画がスタートしたことなどを踏まえ、現行の都市計画マスタープランの評価と時点修正を行うものです。それでは、本日お手元にお配りしておりますA3版の資料2をご覧ください。

はじめに、1の背景と目的でございますが、府中市では、平成14年10月に都市計画マスタープランを策定し、市全体の方針となる全体構想を定め、平成22年1月には市内を8地域に分けてまちづくりの基本方針を示す地域別まちづくり方針を策定いたしました。また、平成15年9月には、府中市地域まちづくり条例を制定し、まちづくりを推進するための様々な仕組みを構築し、

都市計画マスタープランの実現に向けて様々な施策を推進してきました。

一方、都市計画マスタープランの上位計画については、今年度から第6次府中市総合計画がスタートし、東京都では、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定が予定されております。このように上位計画の改定や本市を取り巻く社会経済情勢が変化するとともに、都市計画マスタープラン全体構想の策定後、10年を経過したことから、各種施策の進捗状況の評価を行うとともに、第6次府中市総合計画の策定等に伴う新たな施策課題への対応や社会経済情勢の変化に対応するため、都市計画マスタープランの改定を行うものです。

次に2の計画期間でございますが、現行の都市計画マスタープランは、平成40年度を目標としておりますが、今回の改定は計画期間の中間時点での見直しであり、本計画の目標年度は変更しないことといたします。

続きまして、3の策定体制でございますが、はじめに現行の都市計画マスタープランの進捗状況の評価を行うにあたり、本審議会及び土地利用調整審査会と景観審議会が統合した土地利用景観調整審査会から選出した委員で構成する評価委員会を設置し、評価と課題の整理を行います。

次に評価委員会における評価を踏まえ、評価委員会の委員を主体として構成された改定検討委員会を設置し、改正案の検討を行います。そのほか、市民参加の機会といたしまして、今後、土地利用の動きが見込まれるなど、地域別構想を見直す必要のある地域の自治会長などを中心に市民で構成する市民検討委員会を設置

し、新たに取り組むべき課題の整理を行います。また、本審議会及び土地利用景観調整審査会との調整でございますが、評価及び改定作業の進捗に応じて、適宜ご報告をさせていただき、本審議会においては改定案についてご審議いただく予定でございます。

最後に、策定スケジュールでございますが、平成27年度に評価委員会の提言等を踏まえて都市計画マスタープランの評価を行い、まちづくり白書として評価書の作成を行います。その後、この評価をもとに、改定検討委員会や市民検討委員会において、改定についての検討を行い、事務局において改定案を作成した上で、本審議会にお諮りした後に、平成29年度末に都市計画マスタープランを改定する予定でございます。

以上で説明を終わります。

【議長】 ただいま府中市の都市計画マスタープランの評価について説明をさせていただきました。何かご質問ございますでしょうか。

【委員】 この委員の選定作業は始まっているんですか。

【議長】 どうですか、委員の選定は。

【楠本計画課長】 委員の選定作業はまだ作業としては始めておりません。

【議長】 これからですね。ほかにございませんでしょうか。〇〇委員。

【委員】 これだけいろいろ、まちづくりが経済情勢の変化などで、前回よりは社会情勢も大きく変わるような気がするんです。それで、今回は中間時点での見直しということなんですけれども、全体的見直しということと、それから中間時点での見直しというこ

との、そのやり方の違いに、例えば、全体のつくり方は中間ですから、詳細には載せないとか、意味の違いがあるのかどうか、伺いたいんですけれども。

**【楠本計画課長】** 今回は時点修正ということですから、策定してから、変更すべきところが主ということになります。ご案内のとおり、都市計画マスタープランを策定したときは、非常に大がかりに市民の皆様にもご参加いただきながら、ボランティアで、行なった経緯がございます。じゃあそこまでの全体の見直しをやるかということ、そうではなくて、今回は時点修正ということがございますので、変えるべきところを変えさせていただきます。その変えるべきところを変えるにあたっては、これまでの経過も踏まえながら、市民のみなさんと協働してプランニングを進めていきたいと考えてございます。ただ、都市計画でございますので、多少専門性、専門家のご意見もいただきたいというふうに考えておりますので、評価委員会、検討委員会というのも開催しながら見直し作業を進めたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

**【委員】** ありがとうございます。確かにおっしゃるように市民協働ということは、以前にはそれほど、最近市長がよくおっしゃっているようなことだなと思います。そういう意味では、やはりより多くの市民の参加を得てほしいなということが一つあります。

それと、この土地利用景観調整審議会についても、先般議会で、編制が少し変わったところもあるわけですけど。そういう意味では、前回の議論の中では、ほとんど大規模な土地の開発のところでの議論が多いということでしたけれど、それに評価に相応しい

方とかが選定されるというような見込みはあるのでしょうか。

**【楠本計画課長】** まず都市計画審議会から入っていただきたいというのは、都市計画マスタープランでござimasので、本市の都市計画の大きな方針を示すものでござimas。ですから、都市計画審議会の委員の皆様の中から、ご相談を申し上げたい部分もござimasして入っていただくと。それから、土地利用景観調整審査会というところからも入っていただきますが、これは府中市地域まちづくり条例自体が、都市計画マスタープランの実現のためにつくられた条例でござimasので、その附属機関については入っていただきたいということござimas。それから、市民参加の関係でござimasが、全体構想をつくる際もそうですが、あらゆるチャンネルでいろんな市民の皆さんもそうですし、議会でも相談させていただいてますし、ご案内のとおり、その後の地域別構想をつくる際も200名近くの市民検討委員会を運用しながら、策定させていただいておりますので、市民参加自体は先駆的に非常に広い範囲でやらせていただいているプランでござimas。これについては、こういう経過を踏まえて、今回変更するところの市民の皆さんのご意見というのは非常に大切でござimasので、そういったところをよりクローズアップしながら取り組んでいきたいと、そのように考えてござimas。

以上でござimas。

**【議長】** よろしいですか。ほかにござimasせんでしょうか。

ないようですので、報告事項は了承ということよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

次回の予定は決まっていますでしょうか。

【塩澤計画課長補佐】 まだ未定でございます。

【議長】 大変ありがとうございました。

本日の日程に従いまして、全て完了させていただきました。

皆様には、大変ご忙しいの中でございますが、皆様のご意見をいただく中、円滑に今回の都市計画審議会終わらせていただきたいと思います。

本日の府中都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

午前 11 時 20 分 閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長           ○           ○           ○           ○

委 員           ○           ○           ○           ○

委 員           ○           ○           ○           ○